

青森県報

第三千六百九十二号

平成二十五年

五月十七日
(金曜日)

目 次

告 示

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出………	(健康福祉課)	一
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定………	(同)	一
介護保険法による居宅サービス事業者の指定………	(高齢福祉課)	二
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定………	(同)	二
二級建築士試験及び木造建築士試験の事務を行う指定試験機関の名称変更の届出………	(建築住宅課)	二
漁船保険付保義務の発生………	(下北地域局)	二
公 告		
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示………	(医療業務課)	三
県営土地改良事業計画の決定………	(農村整備課)	三
右 同………	(同)	四
建設業者の許可の取消し………	(東青地域局)	四
右 同………	(同)	四
右 同………	(西北地域局)	四
出先機関		
土地改良区の役員の就任及び退任………	(東青地域局)	五
換地処分………	(同)	五

告 示

示

土地改良区の役員の就任………	(中 南 地 域 局)	五
右 同………	(同)	六
土地改良区の役員の就任及び退任………	(上 北 地 域 局)	六
正 誤		
平成二十一年十月七日定例出先機関中………	(上 北 地 域 局)	六

青森県告示第四百十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)以下「例による生活保護法」という。(第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
野呂医院	つがる市木造大湯町清水二〇	平成二四・一・三
ふじの調剤薬局	弘前市大字藤野二丁目六の一	二四・一・三〇
渋谷胃腸科内科医院	むつ市新町一〇の四〇	二四・一・三三
村田内科	八戸市新井田西二丁目七の八	二五・一・三三
高橋医院	八戸市大字番町四〇	二五・一・三三
アポテック内丸調剤薬局	八戸市内丸三丁目五の三七の一号	二五・一・三一
山中内科医院	八戸市小中野五丁目一四の六	二五・一・三一
医療法人健仁会柏葉医院	上北郡七戸町字笹田川久保八七の二	二五・一・三一

青森県告示第四百十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
ふじの調剤薬局	弘前市大字藤野二丁目六の一	平成 四・三・一
村田内科	八戸市新井田西二丁目七の八	二 五・一・三
高橋医院	八戸市大字番町四〇	二 五・二・一
アポテック内丸店	八戸市内丸三丁目五の三七の二	二 五・三・一
アポテック柏崎店	八戸市柏崎三丁目七の一七	二 五・四・一
クオール薬局弘前豊原店	弘前市大字豊原一丁目五の二九	"

青森県告示第四百十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十五年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	事業を行う所	指定年月日
医療法人メロディカルフロンティア	八戸市大字八幡字下樋田一の四幡	訪問介護	八戸市大字田面木一ツの六共栄ハイ	平成 二 五・ 五・ 一 六
ヘルパーステーション	八戸市大字田面木一ツの六共栄ハイ	ヘルパーステーション	八戸市大字田面木一ツの六共栄ハイ	平成 二 五・ 五・ 一 六

青森県告示第四百十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十五年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う所	指定年月日
医療法人メロディカルフロンティア	八戸市大字八幡字下樋田一の四幡	訪問介護	八戸市大字田面木一ツの六共栄ハイ	平成 二 五・ 五・ 一 六
ヘルパーステーション	八戸市大字田面木一ツの六共栄ハイ	ヘルパーステーション	八戸市大字田面木一ツの六共栄ハイ	平成 二 五・ 五・ 一 六

青森県告示第四百十七号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十五条の六第三項において準用する同法第十条の六第二項の規定により、二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務を行わせる者として指定した財団法人建築技術教育普及センターから次のとおり名称の変更の届出があったので、同法第十五条の六第三項において準用する同法第十条の六第三項の規定により公示する。

平成二十五年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

変更前	変更後	変更の年月日
財団法人建築技術教育普及センター	公益財団法人建築技術教育普及センター	平成 二 五・ 四・ 一

青森県告示第四百十八号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第一百二十二条第一

項の規定による同意があつたと認めためたので、同法第百二十二条の二第三項の規定により
公示する。

平成二十五年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	加入区の名称
下北郡東通村大字白糠字浜通四〇 伊勢田 賢太郎	白糠
下北郡東通村大字白糠字鳥ノ沢三の二 伊勢田 啓 吉	
下北郡東通村大字白糠字赤平三一八 沢 田 吉 司	
下北郡東通村大字小田野沢字畑浦二一 川 村 敏 博	小田野沢
下北郡東通村大字小田野沢字中川目五五の三四二一 川 口 克 忠	
下北郡東通村大字小田野沢字南通四一 川 端 幸三郎	

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令
第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、
同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量
青森県広域災害・救急医療情報システム役務提供 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県健康福祉部医療業務課
青森市長島一丁目の一

三 契約の方法
随意契約

四 契約の相手方を決定した日
平成二十五年三月二十八日

五 契約の相手方の名称及び住所
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
東京都江東区豊洲三丁目三の三

六 契約金額
三千三百二十三万五千四百四十円。ただし、回線使用料は、利用実績による。

七 随意契約の理由

八 契約の相手方を決定した手続
第一号
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方とした
ものである。

~~~~~

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、切  
田辰ノ口地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業（用排水施設整備））計画を定  
めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
平成二十五年五月二十日から同年六月十四日まで
- 三 縦覧の場所  
十和田市役所

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、南川原地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業（用排水施設整備））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十五年五月二十日から同年六月十四日まで

三 縦覧の場所

十和田市役所

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第九十号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 木浪建築

二 氏名 木浪 和英

三 主たる営業所の所在地 東津軽郡外ヶ浜町字上蟹田五八の一九

四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第一五六六九号

五 取消年月日 平成二十五年四月二十五日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十五年二月十七日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第九十号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社リーク

二 代表者の氏名 森田 健夫

三 主たる営業所の所在地 青森市中央二丁目四の六

四 許可番号 青森県知事許可（般 二〇）第一〇〇一九五号

五 取消年月日 平成二十五年四月二十五日

六 取消しに係る建設業の許可

大工、屋根、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十五年四月四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第九十号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 白取工務店

二 氏名 白取 清城

三 主たる営業所の所在地 西津軽郡鰺ヶ沢町大字新町二八

四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第二九二四号

五 取消年月日 平成二十五年四月二十五日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、建築、とび・土工、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実  
 平成二十五年三月七日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された  
 このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

**出 先 機 関**

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、蓬田村土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十五年五月十七日

東青地域県民局長 北 山 功 三

| 役員<br>の<br>区<br>別 | 氏<br>名 | 住<br>所               | 就任及び退任<br>の<br>年<br>月<br>日 |
|-------------------|--------|----------------------|----------------------------|
| 理事                | 森 清秀   | 東津軽郡蓬田村大字阿弥陀川字汐千一六の二 | 平成<br>二五・四・二就任             |
| "                 | 坂本 宏孝  | 大字中沢字浪返七六            | "                          |
| "                 | 小鹿 正博  | 大字長科字浦田一二の一          | "                          |
| "                 | 高田 栄   | 大字郷沢字浜田一四            | "                          |
| "                 | 大宮 正志  | " 一四の                | "                          |
| "                 | 吉崎 治八  | 大字蓬田字汐越一三の五          | "                          |
| "                 | 三上永久男  | " " 七二               | "                          |
| "                 | 森 弘美   | 大字阿弥陀川字汐千七七          | "                          |
| "                 | 小松 国光  | " " 五六               | "                          |
| "                 | 佐藤 信彦  | 大字長科字浦田二六の二          | "                          |
| "                 | 坂本 信義  | 大字中沢字浪返一五の一          | "                          |
| "                 | 森 淳一   | 大字阿弥陀川字汐千五三          | "                          |
| "                 | 坂本 昭栄  | 大字長科字川瀬三五の四          | "                          |
| "                 | 木村 修   | 大字蓬田字汐越三一の二          | "                          |

| 役員<br>の<br>区<br>別 | 氏<br>名 | 住<br>所        | 就任及び退任<br>の<br>年<br>月<br>日 |
|-------------------|--------|---------------|----------------------------|
| 理事                | 森 清秀   | 大字阿弥陀川字汐千五八の二 | 平成<br>二五・四・二退任             |
| "                 | 坂本 宏孝  | 大字中沢字浪返七六     | "                          |
| "                 | 若佐 秀雄  | " 字池田一        | "                          |
| "                 | 高田 栄   | 大字郷沢字浜田一四     | "                          |
| "                 | 大宮 正志  | " 一四の         | "                          |
| "                 | 吉崎 治八  | 大字蓬田字汐越一三の五   | "                          |
| "                 | 三上永久男  | " " 七二        | "                          |
| "                 | 森 弘美   | 大字阿弥陀川字汐千七七   | "                          |
| "                 | 小松 国光  | " " 五六        | "                          |
| "                 | 佐藤 信彦  | 大字長科字浦田二六の二   | "                          |
| "                 | 小鹿 正博  | " " 一二の一      | "                          |
| "                 | 坂本 昭栄  | " 字川瀬三五の四     | "                          |
| "                 | 坂本 信義  | 大字中沢字浪返一五の一   | "                          |
| "                 | 木村 修   | 大字蓬田字汐越三一の二   | "                          |

換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十四条第三項の規定により、東津軽郡今別町二股地区土地改良事業共同施行田子博文ほか五人から、二股地区の土地改良事業に係る換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定により公告する。

平成二十五年五月十七日

東青地域県民局長 北 山 功 三

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、弘前北部土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十五年五月十七日

